熊本市上下水道局公用車賃貸借(毎日検査分)(長期継続契約)仕様書

本契約の実施については、契約書及び本仕様書によるほか、細部については、本 局の指示に基づいて行わなければならない。

なお、この賃貸借契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に基づく長期継続契約である。

1 件名

熊本市上下水道局公用車賃貸借(毎日検査分)(長期継続契約)

2 契約期間

令和3年(2021年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで 60ヶ月間(長期継続契約)

3 履行場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

4 リースの形態について

メンテナンスリース方式:4台

5 リース内容について

(1)点検及び整備

内容	時期
車検及び法定点検(代車を提供すること)	法定時
巡回点検(走行距離調査を含む)	1ヶ月に1回
安全点検	6ヶ月に1回
タイヤ交換	必要な時期
パンク修理	"
バッテリー交換	"
オイル交換	"
エレメント交換	"
消耗品の交換	"
故障・修理(ロードサービス含む)	"

車検及び法定点検は、実施予定の1ヶ月前に通知し、日程調整を行ったうえで実施すること

毎月、点検及び整備状況を報告すること(様式は各社の様式で可) 点検及び整備(事故修理を除く)に係る時間は、48時間以内とする なお、やむを得ずできない場合は、本局の指示に従うこと

(2)任意保険加入のこと

保険契約の相手方は、各社の取引関係会社で可。ただし、事故発生時に責任

を持って事故処理に対応できる会社を選定すること

ア 契約内容

(ア)契約方式 フリート契約

(イ)車両保険 免責なし

(ウ)対人補償 無制限(1名に付)

(工)対物補償 1千万円(1事故に付免責なし)

(オ)無保険車傷害 2億円

(カ)人身傷害補償保険 3千万円(1名に付)

熊本市上下水道事業管理者を被保険者として自動車保険契約を 締結すること

イ 事故処理

- (ア)事故発生の連絡を受けた場合は、遅延なく事実を調査し、その結果 について報告すること
- (イ) 示談交渉は、保険会社と連携して責任を持って行うこと
- (ウ)必要に応じて事故の関係書類を提出すること
- (エ)1回の対物事故につき、本局が負担する法律上の損害賠償責任の総額が契約金額を明らかに超える場合においても、本局の行う折衝・ 示談又は調停若しくは訴訟の手続きについて協力又は援助を行う こと
- (オ)本局が負担する損害賠償額の決定に関して本市議会の議決を必要と する場合は、当該議決を経た後で、書面による合意を行い損害賠償 額を支払うこと
- (カ) 示談書作成の際は、本局と協議の上作成すること
- (キ)全ての事故処理が終了次第、交渉の全過程を遺漏なく書面にて報告 すること
- 6 対象車両について軽自動車 4台(ミラ・アルト同等)

7 車両仕様について

THE MICE STATE OF THE PARTY OF		
仕様		
規格	軽自動車	
トランスミッション	AT・CVT(AMT等のセミATは除く)	
駆動装置	2 W D	
パワーステアリング	有り	
形状	乗用型もしくはワゴン型	
	(1BOX車等、全高が高くなるものは不可)	
乗員数	4名程度	
全長×全幅×全高	3,400mm×1,480mm×1,550mm以下	

色(塗装)	白(車体標準仕様色。色調問わず)
ナンバーについて	不問
文字記入(黒色)	記入箇所:側面2箇所
	記入文字:「熊本市上下水道局」
	文字フォント: 丸ゴシック体
	文字サイズ:1 文字あたり 5 cm× 5 cm 程度
タイヤ	4台中、1台に12月初旬~3月中旬に
	冬タイヤ装着必要
安全装備	衝突防止・軽減装置あり
付属品	エアコン、エアバック、AM/FMラジオ、
	フロアマット一式、サイドバイザー一式、
	集中ドアロック、その他標準装備一式
その他	現行車両からのドライブレコーダー移設を含むこと

- 8 想定する平均年間走行距離と使用・走行区域について 当該公用車で想定する平均年間走行距離は、3万km/1台とする。 また、使用・走行する区域は熊本市内全域及び熊本市と境を接する地域とする。
- 9 賃貸借料について

賃貸借料に含むものは下記のものとする。

- (1)車両登録、納車諸費用
- (2) 自動車重量税、自動車税、自動車取得税の納付及びこれを証する 書類提出
- (3)自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険の保険料
- (4)車検、法定点検等の整備費用及び修理に必要な費用並びにその車両の 引取・納車に必要な費用
- (5)自動車リサイクル料
- (6)消耗部品の取替費用
- (7) 文字入れ及び除去費用
- (8) その他車両管理に必要な費用

10 その他

- (1)最新の排ガス規制値適合車とすること
- (2) 車両内に社名、保険会社名及び緊急時の連絡先等を表示すること
- (3)事故等の緊急時の各事態に応じた連絡網を提出すること
- (4)本局の検査を受けた後、指定の場所に納車するものとする
- (5)納車時には、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証の写しを一部 提出すること